

令和 7 年度 路面点検業務（舗装・区画線） 特記仕様書

1 業務の目的

本業務は、広島県の管理する道路の道路維持修繕及び維持管理の基礎資料とするため、舗装点検及び区画線点検をすることを目的とする。

2 業務内容

本業務の概要は下表のとおり。

実施内容	事 項	詳 細					
共通	実施期間	契約日～令和 8 年 3 月					
	実施範囲	路線延長 L=4, 202km（別紙 1）路線一覧のとおり					
舗装点検	測定項目	・ ひび割れ率 ・ わだち掘れ量 ・ 平たん性（または IRI）					
	算出項目	・ MCI なお、次の 4 式で算出した値のうち最も小さい値を用いるものとする。 $MCI=10-1.48C^{0.3}-0.29D^{0.7}-0.47\sigma^{0.2}$ $MCI_0=10-1.51C^{0.3}-0.30D^{0.7}$ $MCI_1=10-2.23C^{0.3}$ $MCI_2=10-0.54D^{0.7}$ ここで、C=ひび割れ率[%] D=わだち掘れ量[mm] σ =平たん性[mm] IRI を用いて MCI を算出する場合は、算出方法が妥当であることを示す資料を提出すること。 ・ 舗装の健全度 MCI により I ～Ⅲの区分で診断する。 <table><tr><td>I 健全</td><td>$5 \leq MCI$</td></tr><tr><td>II 表層機能 保持段階</td><td>$3 < MCI < 5$</td></tr><tr><td>III 修繕段階</td><td>$MCI \leq 3$</td></tr></table>	I 健全	$5 \leq MCI$	II 表層機能 保持段階	$3 < MCI < 5$	III 修繕段階
I 健全	$5 \leq MCI$						
II 表層機能 保持段階	$3 < MCI < 5$						
III 修繕段階	$MCI \leq 3$						
	測定車線	①車線数 1 の区間（未改良区間等） ・ 1 車線 計 1 車線					
		②車線数 2（片側 1 車線）の区間 ・ 上下線のいずれか 1 車線 計 1 車線					
		③車線数 4 以上（片側 2 車線以上）の区間（延長 98km） ・ 上下線の左車線 計 2 車線					

	測定方法	以下のいずれかの条件を満足する機器を使用すること。 ・令和7年4月点検支援技術性能カタログ【舗装】に示す「ひび割れ率」、「わだち掘れ量」、「IRI」の各試験結果が、全て60%以上の精度を有するものとしてカタログに掲載されている ・財団法人土木研究センターにおける2024年度路面性状自動測定装置性能確認試験において、「ひび割れ率」、「わだち掘れ量」、「平坦性」の昼間の各試験結果が、全て合格しているもの (補足) 測定機器を自社車両に搭載して計測することを想定しているが、広島県の道路巡視業務で使用する巡視車両に搭載し、計測することも可能とする。(巡視車両は1週間かけて18台が対象路線の国道と県道の全区間の上りか下りのいずれかを走行する。計測機器の配備・設定・撤去については、受注者において実施するものとする。)ただし、臨港道路(26km)については、巡視車両が走行しないため、受注者が計測して解析すること。
区画線点検	測定項目	・剥離率 ・幅を持たせた測定でも可 例) 剥離率①0～50%, ②50～80%, ③80～90%, ④90～100% 等 ・区画線の健全度を評価できる別の指標でも可 例) 路面標示ハンドブック※に示す「目視評価ランク」等 ※ 発行所：一般社団法人 全国道路標識・標示業協会
	判定項目	・健全度 今後の区画線修繕計画等の参考となるよう健全度を3～5段階程度で設定することを想定している。健全度の区分については、剥離率等の測定結果を基に、発注者と協議し決定することとする。
	測定対象	舗装点検で走行する路線の車線数に応じて、以下の区画線を対象とする。 ①車線数1の区間(未改良区間等) ・車道外側線(両側2本) 計2本 ②車線数2(片側1車線)の区間 ・車道外側線(上り、下りのいずれか1本) ・車道中央線(公安委員会設置分含む) 計2本 ③車線数4以上(片側2車線以上)の区間 ・左車線の外側線(左車線を走行中の左側) ・車線境界線(左車線を走行中の右側) 計4本

	測定方法	・車両に搭載したカメラから取得する映像（動画又は静止画）から、システム等を用いて解析し、剥離率を測定する。 ・広島県が令和４年度に購入した「ROADVIEWER-EX（NETIS 登録番号：CG-190014-VE）」を使用することも可能とする。ただし、システムの誤検知等により正しい測定が出来ていない場合は、手作業による補正処理等を行うこと。（撮影用スマホ、解析ソフトを貸与する。）
共通	成果物の内容	（１）点検結果一覧表（別紙２、100m間隔） 別紙２は、単位区間毎の交通量、緊急輸送道路、車線数、雪寒地域等の情報を入力すること。 （２）舗装及び区画線の健全度をそれぞれ可視化した図面

３ 納入成果品

受託者は、業務完了後、「２ 業務内容」で示した成果物の他に次のものを納入すること。

報告書は日本語により作成し、業務目的、概要のほか、各実施内容・業務写真・成果等をまとめ添付すること。

- ・報告書（Ａ４版）：１部
- ・「広島県電子納品実施要領」に基づく電子データ：１式

なお、舗装点検（臨港道路を除く）に関する次の成果品については、令和８年２月１０日までに提出するものとする。

- （１）点検結果一覧表（別紙２、100m間隔）
- （２）舗装の健全度を可視化した図面

４ 成果物の帰属及び秘密保持

（１）成果物の帰属

- ① 本業務により得られた成果物は原則として県に帰属する。ただし、受託者が従前有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- ② 受託者は 本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題などが生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

（２）秘密保持

- ① 受託者は、本業務に関し、受託者が県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ② 受託者は、本業務で知り得た県及び関係団体等の業務上の秘密を保持しなければならない。

５ 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び広島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 10 月 6 日広島県条例第 33 号）を遵守しなければならない。

6 再委託等の制限

受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県と文書をもって協議し、承認を得なければならない。

7 その他

- (1) 現地調査の実施にあたり、事故等が発生しないよう調査員等に安全教育の徹底を図り、指導・監督に努めなければならない。（なお、調査員には身分証明書を携帯させること。）
また、必要に応じて警察署に道路使用許可申請を提出し、その他関係機関との調整を図ること。
- (2) 業務の内容について、詳細調査の結果、実施が困難と認められる場合は、両者協議の上、設置箇所数、履行期間等の仕様、金額を変更するものとする。
- (3) 受託者は、県に対して、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県の指示及び監督を受けなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに県と協議し、その指示に従わなければならない。
- (5) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。